

市営住宅補欠入居者を募集します

中山地域事務所産業建設課(☎96711111)
 双海地域事務所産業建設課(☎98611232)

平成17年度市営住宅補欠入居の希望者を、次のとおり募集します。今回の募集内容は、平成18年3月31日までの間に空き家が生じ、入居可能となった住宅に、そのつど入居できる仕組みです。

■募集対象住宅

- 中山地域事務所 泉町団地、門前団地(特定公共賃貸住宅)、竹之内住宅(公営住宅)
- 双海地域事務所 双海団地、夕やけ団地(公営住宅)

■家賃

入居者の所得や対象住宅の立地条件、規模、経過年数などに応じて決定します。

■入居申込資格

- 中山地域、双海地域に住所又は勤務場所を有する方
- 地方税等を滞納していない方
- 現に同居又は同居しようとする親族のある方(条件及び住宅により単身者也可)

○公営住宅では、所得が公営住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円以下であること)

○特定公共賃貸住宅にあつては、

所得が特定優良賃貸住宅法に定める基準に合っている方(各種控除後の月額が20万円以上であること)

○その他、公営住宅法および特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に適用する方

■選考方法

伊予市営住宅管理条例にもとづき選考します。

※母子、高齢者、心身障害者世帯等については優遇措置があります。

■申し込み・問い合わせ

○申込受付期間 11月7日(月)～15日(火)、8時30分～17時

※申込書は11月4日(金)からお渡しします。

○申し込み 中山地域の住宅は、中山地域事務所、双海地域の住宅は双海地域事務所の産業建設課住宅担当へお申し込みください。

伊予市平和祈念式典

市では、戦没者・殉職者などの方を追悼し、恒久の平和を祈念するため、『伊予市平和祈念式典』を開催します。

■日時 12月2日(金)、10:00～

■場所 伊予市市民会館大ホール
お誘いあわせの上、ご参加ください。

恩給欠格者、引揚者の皆さんへ

いわゆる恩給欠格者の方々、又は引揚者の方々に内閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

請求書類は、福祉課の窓口にあります。

■問い合わせ 独立行政法人平和祈念事業特別基金(☎0120-234-933、又はホームページ <http://www.heiwa.go.jp>) へ。

平成17年分年末調整説明会を開催します

松山税務署では、右表のとおり年末調整説明会を開催します。説明会には地域にかかわらず都合の良い日に来場できますので、ご参加ください。

※来場の際には、必ず事前にお送りしている封筒(書類を含む)をご持参ください。

■問い合わせ 松山税務署(☎941-9121) へ。

開催日	時間	会場
11月28日(月)	14:00～16:00	久万高原町久万町民館
11月29日(火)	10:00～12:00	砥部町中央公民館講堂
	14:00～16:00	東温市役所大会議室
11月30日(水)	14:00～16:00	伊予市市民会館大ホール
12月1日(木)	14:00～16:00	松山市民会館大ホール
12月2日(金)	10:00～12:00	
		14:00～16:00

ご利用ください『勤労者住宅融資制度』

産業経済課（内線525）

市と労働金庫が提携し、市内の勤労者の皆さんに、住宅融資制度を設けています。お気軽にご利用ください。

新築、増改築、分譲住宅、中古住宅の購入など
※面積などの規定があります。

■融資金額 500万円以内

■返済期間 20年以内

■金利

○固定金利（10年以内） 2.80%

○固定金利（10年超） 3.34%

○変動金利 2.0%

※固定金利選択型もありません。

《平成17年10月現在》

■問い合わせ

産業経済課又は四国労働金庫愛媛支店営業部（☎948-1121）へ。

健康保険課（内線555・558）

はり・きゅう施術の助成について

健康保険課（内線555・558）

本広報紙9月号の11ページに国保加入者のはり・きゅう施術の助成についてお知らせをしましたが、利用者の声により追加して説明します。

190円の7割を助成しますので、これを超える施術を受けた場合の超過分は、全額自己負担となります。

皆さんの健康管理を目的としています。治療では助成対象額を超過する場合もありますので、施術所で直接お尋ねいただき、施術を受けてください。

○この制度では、はり・きゅうのみを対象としていますので、あんま、マッサージ、指圧については助成してありません。

1.

= 市内の交通事故状況 =

（9月末日現在）

	9月	累計	前年比
発生	26件	199件	- 11件
死者	1人	7人	+ 4人
傷者	33人	254人	- 9人

シートベルトを正しく着用しましょう！

= 市内の街頭犯罪等発生状況 =

（9月中）

	発生	累計	前年比
侵入盗	8件	55件	-23件
自動車盗	0件	5件	- 5件
オートバイ盗	3件	20件	+ 2件
自転車盗	15件	75件	- 4件
車上ねらい	2件	38件	- 8件

安全は一人ひとりの意識から
安心は人のつながり 地域から

上水道当直水道指定工事事業者

◆土・日曜日、祝日の上水道の故障など緊急業務は、次の当直水道指定工事事業者にご相談ください。

月	日	指定工事事業者	電 話
11	3(木)	(株)ギケン 稲 荷	983-5576
	5(土)	功栄設備 中 村	982-5888
	6(日)	K. シマダ 下吾川	983-6553
	12(土)	(有)港南設備 稲 荷	982-4487
	13(日)	佐伯工業所 灘 町	983-1244
	19(土)	(株)佐々木工業所 湊 町	983-0450
	20(日)	武智水道工業(株) 上三谷	982-1268
	23(水)	豊田設備 下吾川	982-6867
	26(土)	友澤設備 大 平	982-1381
12	27(日)	西岡建材(株) 下吾川	983-1598
	3(土)	(有)ハヤタ設備工業 上吾川	983-0398
	4(日)	未来設備 尾 崎	983-5282

※中山地区、双海地区の簡易水道をご利用の方は、次の指定工事事業者にお問い合わせください。

中山地区	(有)升田金物店	☎967-0067
	(有)田中興業	☎967-0558
	(株)中山建設	☎967-1035
	(有)栄電気設備	☎967-1318
双海地区	藤岡工業(株)	☎986-0350

「ご存じですか? 『農業者年金』
農業者年金の7つのメリット

農業委員会(内線577)

農業者は普通、国民年金に入っています。しかし、「農業者にもサラリーマン並みの老後保障を」という強い要望が全国からあがりました。そこで、昭和46年、農業者の老後の生活の安定を図ることと、農業経営者の若返りによる近代化や経営規模の拡大を促進する目的として、農業者年金制度が発足し、運営されています。

①少子高齢化時代に強い年金

年金原資を自ら積み立てたものと、その運用実績により受給額が決まる積立方式の確定拠出型年金です。そのため、加入者や受給者の数に影響されない安定した年金制度で、運用利回りの状況などで保険料が引き上げられることもありません。

②農業に従事する方だけが加入できます

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら、だれでも加入できます。農地を持っていない農業者や配偶者、後継者などの家族従事者も加入できます。

③保険料の額は自由に決められます

月額2万円を基本とし、最高6万7千円まで千円単位で選択できます。

④80歳までの保証が付いた終身年金

年金は生涯支給されます。仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した翌月から80歳までに受け取れるはずであった農業者老齢年金が、死亡一時金として遺族に支給されます。

⑤早く加入するほど有利

加入期間が長いほど複利効果などで、運用益のアップが期待できます。

⑥税制面でも特例を用意

保険料の全額が、所得税の社会保険料控除の対象になります。また、農業者年金の運用益は非課税で、さらに受け取る年金も公的年金等控除の対象になります。

⑦意欲のある担い手には保険料の助成が受けられます

認定農業者など一定の要件を満たす農業者には、保険料の国庫補助(政策支援)があり、基本保険料2万円のうち最高半額、生涯で最大216万円の補助を受けることができます。

国民年金保険料の領収証書は大切に!
社会保険料(国民年金保険料)控除証明書について

市民生活課(内線536)

所得税法の一部が改正され、平成17年分の所得の申告から、国民年金保険料を社会保険料控除として申告する場合、1年間に納付した国民年金保険料を証明する書類を添付等することが義務付けられました。

このため、生命保険会社等から送付される控除証明書と同様に、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した控除証明書(がき)が、社会保険庁から11月上旬又は翌年2月に送付されます。年末調整又は確定申告の手続きの際は、必ずこの証明書や領収証書が必要となりますので、申告を行うまで大切に保管してください。

お問い合わせは、社会保険庁から送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

○11月送付対象者

1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納めた方。

※9月分まで保険料を完納されている方は、12月分までの納付見込額を含めて通知されます。未納期間がある方は、納付済額しか通知されません。

10月以降の納付については、領収証書が必要になりますので、あわせて保管してください。

○翌年2月送付対象者
10月1日から12月31日までの間に、その年初めて国民年金保険料を納めた方。

こんにちは
人権擁護委員です

播田裕子さん(稲荷)に
かわり、10月1日付けで次
の方が人権擁護委員に委嘱
されました。

神山洋子さん(森)

☎982-6384



「あなたです火のあるくらしの見はり役」
秋季全国火災予防運動(11月9日(水)〜15日(火))

伊予消防署 ☎ 982-0657

今年も、火災の発生しやすい気候となる時季を迎えるにあたり、火災予防思想の一層の普及を図ることを目的に、秋の火災予防運動が、全国一斉に行われます。伊予消防署、中山・双海出張所では、この期間中に「防火パレード」「火災防ぎよ訓練」「防火訪問」など、防火に関する各種行事を予定しています。

運動期間中の主な行事

○防火教室(市内全域)

地域、事業所、各種団体を対象に、消火訓練や防火ビデオの上映、防火講話などを行います。

この機会にぜひ参加して、消火器の使い方や習得してみませんか。

○一般家庭防火訪問(市内全域)

消防団員が一般家庭を訪問し、防火診断を行います。



○ひとり暮らし高齢者宅防火訪問(本庁地区)

高齢者家庭相談員と消防署員が、ひとり暮らしの高齢者宅を訪問し、防火診断を行います。



○電話による防火パトロール(本庁地区)

一般家庭を対象に、防火についての質問を行いますので、ご協力をお願いします。

○サイレンの吹鳴(本庁地区)

11月9日(水)、7時に、全国火災予防運動開始をお知らせするサイレンを鳴らします。

また、11月13日(日)、8時から上野団地で伊予消防署、中山・双海出張所、伊予市消防団合同による「火災防ぎよ訓練」を行います。当日、上野団地周辺では、消防自動車サイレンを鳴らし緊急走行しますので、火災と間違えないようにご注意ください。



消防の象徴『望楼』



伊予消防署に、ひとときわ高い塔屋があります。ご存知ですか？

これは、『望楼』と呼ばれ、昔は全国各地の消防署に設けられ、火災発見の一役を担っていました。

望楼は、元来、火の見櫓と呼ばれていましたが、慶安3年(1650年)に定火消が組織されたとき、火消屋敷に建てられたのが始まりとされています。

火の見櫓の名称が望楼と改めら

れたのは、大正時代に入ってから
のようで、昭和30年からの望楼は、
それまでの鉄塔式外階段のもの
から塔屋式や煙突式の内階段に変
わったそうです。

このような変遷をたどってきた望楼ですが、建築物の高層化、電話の普及により、火災のほとんどが電話で通報されるようになったことから、望楼の目的である火災の発見機能が著しく低下し、現在では使用されることがなく、消防の「象徴」とされています。しかし、異常気象や震災等、大規模な電話回線断線時には、いつでも使用できる状態に保たれています。

■伊予市管内の火災と救急出場件数(9月末日現在)

種別	9月分			累計(1月から)		
	火災件数	本庁	1	2	本庁	15
	中山	0	中山		2	
	双海	1	双海		3	
救急出場件数	本庁	120	159	本庁	1,056	1,407
	中山	19		中山	165	
	双海	20		双海	186	

☎ **火災・救急 → 119**
火災救急病院 案内 982-5959